

(様式6)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準(不利益処分関係)

法令名	波止浜水門管理規則	根拠条項	資料番号	6	担当課	港湾海岸課
法令名	波止浜水門管理規則	根拠条項	第11条	不利益処分の種類	水門施設のき損等に対する過料	
波止浜水門管理規則 昭和35年1月29日 規則第7号						
(過料) 第11条 第4条、第5条若しくは第8条第2項本文の規定に違反した者又は第10条第1項の規定による命令に違反した者は、2,000円以下の過料に処する。						
(行為の禁止) 第4条 何人も水門に関し、次の各号の一に該当する行為をしてはならない。 (1) 水門の通行にあたって、刃、とびその他水門設備をき損する器具を使用すること。 (2) 掛帆のまま通行すること。 (3) 水門に舟ばつをけい留し、又は接触せしめて通行の妨害となるべき行為をすること。 (4) その他水門の機能を害する行為をすること。						
(通行の制限) 第5条 次の各号に掲げるものは、水門を通行してはならない。 (1) 幅7メートル以上の舟ばつ (2) 水門敷線から舟ばつの底までの間隔が50センチメートル以下のもの又は開扉した開扉下端から舟ばつの上部尖端部までの間隔が30センチメートル以下のもの (3) 前2号のほか、水門の管理に支障があると認められるもの						
交通標識) 第8条 水門の開鎖時及び操作中又は可動橋を使用中は、中央門扉内外左端に赤色灯を点じ、水門を開扉し、かつ可動橋を使用していないときは緑色灯を点ずる。 2 前項の赤色灯を点じているときは、舟ばつは水門を通行してはならない。ただし、水門を開扉し、可動橋を使用しているときは、可動橋の使用に支障をきたさない、小型舟ばつに限り通行しうるものとする。						

(様式6)

判断基準が法令の定めにより言い尽くされている場合の当該法令の規定

(監督処分)

第10条 管理責任者は、水門通行の妨害又は水門き損の原因となるべき漂流物その他の物件又は行為があるときは、指定の期間内に所有者又は占有者をして漂流物その他の物件を除去せしめ、又はその行為を中止させなければならない。

2 水門管理主任及び水門管理人は、水門通行者に対し、必要な指示を与えることができる。